

津市監査委員告示第3号

市長等が監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づく通知があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年6月2日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	岩	脇	圭	一

別紙のとおり

1 平成30年11月26日付け監査委員告示第6号公表分

商工観光部

観光振興課（青山高原保健休養地管理株式会社）

監査の結果 （措置が講じられた部分に限る。以下同じ。）	青山高原保健休養地の建物及び土地所有者から徴収している管理費及び環境整備負担金について、徴収が見込まれるものについてのみ計上されており、徴収が困難なものについては収入として計上していなかった。このように徴収が困難であるものを当初から計上しない経理方法は、徴収すべき管理費及び環境整備負担金の総額が認識できないばかりでなく、出資団体の経営成績や財務状況を正しく把握できないことが懸念されることから、所管部局においては、当該経理方法の見直しについて検討するよう指導されたい。
措置の内容	青山高原保健休養地管理株式会社に対し、徴収すべき管理費及び環境整備負担金の総額を財務諸表に記載するよう指導を行った。 同社から、令和4年度決算から徴収すべき管理費について、徴収が困難なものも含め、総額が財務諸表において表記されることとなった。 なお、環境整備負担金については、令和元年度から趣旨に賛同する協力金（任意）となっている。

2 令和2年2月20日付け監査委員告示第1号公表分

上下水道管理局

営業課（下水道局下水道総務課（当時））

監査の結果	未収金対策について 下水道事業受益者負担金及び分担金の未収金については、強制徴収公債権であるにもかかわらず滞納処分をした事例はなく、漫然と消滅時効の完成による不納欠損処分を行っている。 収入を確保し使用者間の公平性を確保する観点から、特に資力がありながら未納となっている滞納者には、法令に基づいて厳正に対処し、実効性のある未収金対
--------------	--

	策に取り組まれたい。
措置の内容	下水道事業受益者負担金（分担金）については、特別滞納整理推進室の助言を受け、年金や生命保険などの債権差押を4件、競売事件への交付要求を2件執行した。 また、納付資力のない滞納者について、4件の執行停止を行った。

3 令和3年2月19日付け監査委員告示第1号公表分

(1) 健康福祉部

ア 子育て推進課

監査の結果	適正な債権管理について 保育所利用者負担金等について、当該負担金等の延滞があった場合において、津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例第4条に定める督促手数料及び同条例第5条に定める延滞金を徴収していないことから、これを徴収されたい。 また、延滞金について、納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同条第4項の規定による手続が必要となることから、適正な事務処理を行われたい。
措置の内容	保育所利用者負担金等の督促手数料及び延滞金については、関係各課と連携し、適正な事務処理に向けて検討を進めてきたが、津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例の一部が改正され、令和5年4月1日付けで施行された。これにより、督促手数料は廃止され、延滞金については税に準じた算定方法に改正されたことから、保育所利用者負担金等についても、督促手数料を徴収せず、延滞金は上記改正後の条例に基づいた徴収をするなど、適正な事務処理を進める。 また、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱が制定されたことにより、減免の必要があると認められる場合には、当該要綱を適用し、適正な事務処理を進めてい

	く。
--	----

イ こども支援課

監査の結果	適正な債権管理について 不正受給による児童扶養手当過年度返還金について、児童扶養手当法第23条第2項及び津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例第4条に定める督促手数料並びに同条例第5条に定める延滞金を徴収していないことから、これを徴収されたい。 また、児童手当過年度返還金等他の債権についても、同様に督促手数料及び延滞金を徴収していないものがあることから、これを徴収されたい。
措置の内容	児童扶養手当過年度返還金等の督促手数料及び延滞金については、関係各課と連携し、適正な事務処理に向けて検討を進めてきたが、津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例の一部が改正され、令和5年4月1日付けで施行された。これにより、督促手数料は廃止され、延滞金については税に準じた算定方法に改正されたことから、児童扶養手当過年度返還金等についても、督促手数料を徴収せず、延滞金は上記改正後の条例に基づいた徴収をするなど、適正な事務処理を進める。 また、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱が制定されたことにより、減免の必要があると認められる場合には、当該要綱を適用し、適正な事務処理を進めていく。

(2) 商工観光部

商業振興労政課

監査の結果	不適正な補助金審査について 商業振興（商店街等新規創業支援）事業補助金について、当該補助金の交付に当たり、津市商工業振興等関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、商店街等新規創業支援事業に係る取扱要領（以下「取扱要
-------	---

	領」という。）、令和２年度商店街等新規創業支援事業補助金募集要項（以下「募集要項」という。）及び令和２年度商店街等新規創業支援事業補助金本審査票（以下「本審査票」という。）を定め、これらに基づき交付事務を行っている。 取扱要領については、令和２年７月２７日に改正したにもかかわらず、同月３１日付け津市大門商店街商業協同組合からの応募に対し、募集要項及び本審査票を改正せず、改正前の規定により募集及び審査を行い、補助金を交付していた。 また、取扱要領第１０条第４号アにおいて提出しなければならないと規定されている印鑑登録証明書は提出されていなかった。 加えて、取扱要領第１４条第４号において補助金交付決定通知を受けたものが提出しなければならないと規定されている空き家・空き店舗等の写真（施工後）は提出されておらず、商業振興労政課職員が撮影した写真が添付されていた。 なお、提出された改装前の写真では、適正に改装の確認ができないことや、昼間の営業の実態について、事業者に売上伝票、食材仕入れのレシート等を求めたが提出されず、従業員の勤務状況書類も勤務時間までは確認できなかった。 今後、当該補助金の執行については、必要に応じて改装前後の現地調査や営業状況を確認するなど、確認方法を見直し、適正な補助金執行を徹底されたい。
措置の内容	補助金制度の見直しを行い、商業振興（商店街等新規創業支援）事業補助金については廃止し、令和４年度より、新たに津市商店街等新店舗誘致奨励金の制定を行った。 この見直しにより、従来の開店時の改装費に係る一時金が無くなり、合わせて新規の賃貸物件の家賃に係

	る３年間にわたる補助については既に令和元年度で終えていることから、今後は、事業者の出店又は営業に要する経費（設備修繕費、看板製作費、広告宣伝費、備品購入費、消耗品購入費、通信運搬費、人件費（出店時等に雇用する臨時的なアルバイトに支払うものに限る。）、原材料費その他市長が適当と認める経費）を補助対象とするものとした。 当該補助制度執行に当たっては、令和４年４月１日付けで施行された津市補助金審査事務規程に基づき、審査事務手続をすすめ、公正公平な事務執行を行っている。
--	---

(3) 美里総合支所
地域振興課

監査の結果	適正な債権管理について 長谷山ハイツ汚水処理施設使用料について、当該使用料の延滞があった場合において、津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例第４条に定める督促手数料及び同条例第５条に定める延滞金を徴収していないことから、これを徴収されたい。 また、延滞金について、納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同条第４項の規定による手続が必要となることから、適正な事務処理を行われたい。
措置の内容	長谷山ハイツ汚水処理施設使用料の督促手数料及び延滞金については、津市長谷山ハイツ汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正し、令和５年４月１日付けで施行した。これにより、督促手数料を廃止し、延滞金を「徴収することができる」とする規定を「徴収することとする」と改めた。 今後は、督促手数料を徴収せず、延滞金については上記改正後の条例に基づいた徴収をするなど、適正な事務処理を進める。

	また、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱が制定されたことにより、減免の必要があると認められる場合には、当該要綱を適用し、適正な事務処理を進めていく。
--	--

(4) 上下水道管理局

営業課

監査の結果	再開栓手数料の徴収方法について 再開栓手数料の徴収は、津市水道事業給水条例第32条第1項第5号の規定に基づき、申込者から申込みがあった際に徴収することとなっているが、これを怠り、令和2年8月31日現在で、275件24万7,500円の未収金を確認された。 これらの回収に努めるとともに、手数料を徴収後に再開栓するよう徹底されたい。
措置の内容	再開栓の受付は、市民サービスの観点から、電話、FAX及びメールでの受付でも可としているため、申込時での納付が困難であることから、津市水道事業給水条例第32条を改正し、再開栓した日の属する月に係る料金を徴収する際に再開栓の手数料を徴収することとした。 なお、未収金については、回収に努めた結果、令和5年2月28日現在で161件14万4,900円となっている。

4 令和3年8月27日付け監査委員告示第10号公表分

健康福祉部

子育て推進課（早出遅出パート賃金補助金）

監査の結果	交付申請に必要な書類に係る関係法令等の条文整理について 本補助金は、津市社会福祉法人の助成に関する条例を根拠法令としており、助成を受けようとするときは、同条例第3条第1号から第5号までの規定による書類を申請書に添えて提出しなければならないこととされ
-------	--

	ている。しかしながら、これらの添付書類は、本補助金には必要ないものとして提出は求めず、補助金交付を行っていたため、本補助金交付事務の実情に即するよう、交付申請に必要な添付書類に係る関係法令等の条文整理をされたい。
措置の内容	令和４年度以降は、早出遅出パート賃金補助金を始めとして社会福祉法人に補助金を交付する場合においては、津市社会福祉法人の助成に関する条例の規定による書類の提出を求めている。

５ 令和４年８月２６日付け監査委員告示第８号公表分

(1) 芸濃総合支所

ア 地域振興課（津市錫杖湖水荘）

監査の結果	(ア) 不適正な減免手続について 当該施設では、利用促進の取組の一環として、令和３年２月１日付けの総合支所長決裁により、１泊以上で１０名以上の団体に対し、使用料の２分の１を減額することとしている。 しかしながら、当該利用促進策を周知するチラシには、決裁と異なり設備器具の使用料が無料と記載されており、これに基づき１団体に対して、減免申請の手続なしに使用料を全額免除していた。 これらのことは、減免の決定が権利（債権）の放棄という重要な意思決定であることを職員が十分に認識することなく、安易に事務処理を行っていたと言わざるを得ない。 今後は、関係法令を遵守した適正な減免手続が行われるよう徹底されたい。
措置の内容	津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則並びに当該施設に係る減免基準を遵守し、適正な事務処理を徹底している。

監査の結果	(イ) 不適正な公金の取扱いについて
-------	--------------------

	当該施設では減免基準により、1泊以上で10名以上の団体については、使用料の2分の1が減額されている。 しかしながら、基準を満たす団体から減免申請があったにもかかわらず、使用料の一部を減額することなく正規の料金を徴収していたものがあったことから、本監査中に戻出処理を行うに至った。 当該団体のものを含め、減免を決定した全ての決裁に、減免金額の記入がなかったことから、チェック体制が機能していなかったことは明らかである。 今後は、このような不適正な公金の取扱いをすることがないように、組織としてのチェック体制を強化し、設置条例及び施行規則に基づく使用料徴収事務を徹底されたい。
措置の内容	津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則並びに当該施設に係る減免基準を遵守し、適正な事務処理を徹底している。

イ 地域振興課（津市芸濃総合文化センター）

監査の結果	利用者間の公平性の確保について 津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則第4条第1項第1号において、市民ホールの使用許可申請期間は「使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日から10日前まで」と定められている。 しかしながら、令和3年3月4日に1団体から、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの毎週、合計51日分をまとめた使用許可申請書及び使用料減免申請書が提出され、一括して使用許可及び免除決定していたものがあり、その金額は合計76万6,930円となっていた。 また、当該団体は、地域住民による地域文化の振興に寄与する活動団体ではあるが、同施設の減免基準に
-------	--

	において、使用料の減免対象となる団体として明示されている社会教育関係団体、社会体育関係団体、文化関係団体のいずれの団体でもなかった。 正規の使用許可申請期間の前に一括で使用を許可することは、利用者間の利用機会の公平性を損ねるものであり、減免基準に該当しない団体の使用料を免除することは、施設の維持管理費の一部を受益者が負担する原則に反するものである。 ところが、減免を決定した決裁には、どのような理由によりこれを認めたのか記入されておらず、説明責任を十分に果たしているとは言えない。 減免基準に該当しない団体を減免しようとする場合には、特定団体を優遇しているとの疑念を招かないよう、理由を明確に示したうえで市長決裁を得るとともに、利用者間の公平性を確保するために施行規則に基づく事務処理を徹底されたい。
措置の内容	津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則に基づいた使用許可手続を徹底するとともに、減免基準に基づく適正な事務処理を徹底している。

(2) 一志総合支所

ア 地域振興課（津市波瀬ふれあい会館）

監査の結果	コンプライアンスの徹底について 施行規則第5条において、使用許可申請に対し、使用を許可したときは、コミュニティセンター使用許可書（第2号様式）を交付するものと定められている。 しかしながら、所定の様式ではなく、提出された使用許可申請書原本を修正テープで加工し、その写しを使用許可書として交付していた。 また、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。
-------	--

	使用許可及び免除決定に際しては、施行規則で定める様式を使用するとともに、専決権者による決裁を徹底されたい。
措置の内容	使用許可及び免除決定に際しては、津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則で定める様式を使用するとともに、専決権者による決裁を徹底している。

イ 地域振興課（津市コミュニティプラザ川合）

監査の結果	コンプライアンスの徹底について 施行規則第5条において、使用許可申請に対し、使用を許可したときは、コミュニティセンター使用許可書（第2号様式）を交付するものと定められている。 しかしながら、所定の様式ではなく、提出された使用許可申請書の写しを使用許可書として交付していた。 また、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。 使用許可及び免除決定に際しては、施行規則で定める様式を使用するとともに、専決権者による決裁を徹底されたい。
措置の内容	使用許可及び免除決定に際しては、津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則で定める様式を使用するとともに、専決権者による決裁を徹底している。

(3) 香良洲総合支所

地域振興課（津市サンデルタ香良洲）

監査の結果	使用料免除に係る決裁の徹底について 使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。
-------	--

	使用料及び免除の金額は算定されていたものの、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。 使用料を免除することは、権利（債権）を放棄する重要な意思決定であることから、専決権者による決裁を徹底されたい。
措置の内容	使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び使用料の免除決定に係る専決権者による決裁を徹底している。

(4) 商工観光部

商業振興労政課（津市まん中広場）

監査の結果	使用料免除に係る決裁の徹底について 使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。 しかしながら、全ての使用料減免申請書下段の減免額算定欄が記入されていない上、免除決定に係る決裁もなされていなかった。 また、51件の使用料減免申請書のうち、12件に減免理由が記入されていなかった。 免除となっているのは、全て商工観光部内事業によるものではあるが、減免理由が記載されているか確認を徹底するとともに、使用料減免申請書の減免額算定欄を記入し、専決権者による決裁を徹底されたい。
措置の内容	使用料減免申請書の受付の際には、減免理由が記載されているかの確認を徹底するとともに、使用料減免申請書の減免額算定欄を記入し、専決権者による決裁を徹底している。

(5) 久居総合支所

地域振興課（津市榊原農民研修所）

監査の結果	ア 使用料免除に係る決裁の徹底について 使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。 使用料及び免除の金額は算定されていたものの、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。 使用料を免除することは、権利（債権）を放棄する重要な意思決定であることから、専決権者による決裁を徹底されたい。
措置の内容	使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び使用料の免除決定に係る専決権者による決裁を徹底している。

監査の結果	イ 利用者間の公平性の確保について 施行規則第４条において、使用許可申請期間は「使用しようとする日の３月前の日から当日までの間」と定められている。 しかしながら、年度当初に、１年分の使用日時一覧表を添付した申請書を提出した２団体に対して、まとめて使用許可及び免除決定をしていた。 正規の使用許可申請期間の前に使用許可及び免除決定をすることは、利用者間の利用機会の公平性を損ねるものであることから、施行規則に基づく事務処理を徹底されたい。
措置の内容	津市榊原農民研修所の設置及び管理に関する条例施行規則に定められた使用許可申請期間を遵守し、適正な事務処理を徹底している。

(6) 一志総合支所

地域振興課（津市一志農村環境改善センター）

監査の結果	使用料免除に係る決裁の徹底について 使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。 しかしながら、使用許可申請書下段の使用料算定欄を記入する代わりに、免除したものについて「使用料減免」というゴム印が押されていた。 また、全ての使用許可申請及び使用料減免申請について、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。 使用許可及び免除決定に際しては、使用許可申請書及び使用料減免申請書の金額算定欄を記入するとともに、専決権者による決裁を徹底されたい。
措置の内容	使用許可及び免除決定に際しては、使用許可申請書及び使用料減免申請書の金額算定欄を記入するとともに、専決権者による決裁を徹底している。

(7) 白山総合支所

地域振興課（津市白山農民研修所）

監査の結果	不適正な公金の取扱いについて 当該施設の使用料については、設置条例別表（第7条関係）備考において、冷暖房を使用する場合、施設の使用料に10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した額を使用許可の際に徴収するものとされている。 ある団体が令和3年9月に当該施設の冷暖房使用を含む使用許可及び減額決定を得ていたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令により当該施設が休止となったため、本来であれば、使用料還付申請書の提出を受けて既納の使用料の全額を還付すべきところ、次回の使用許可申請時の使用料に充てていた。
-------	---

	ところが、使用料を充てていた使用日は、冷暖房費が加算されない１０月であったため、９月使用分として加算していた冷暖房費相当額が過徴収のままとなっていた。加えて、冷暖房費が加算されない使用日の使用許可においても、誤って冷暖房費を加算した額で使用料を徴収しているものもあり、合計で４６５円を過徴収していたことから、本監査中に戻出処理を行うに至った。 今後は、このような不適正な公金の取扱いをすることがないように、組織としてのチェック体制を強化し、設置条例及び施行規則に基づく使用料徴収事務を徹底されたい。
措置の内容	今後は、このような不適正な公金の取扱いをすることがないように、組織としてのチェック体制を強化し、津市白山農民研修所の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に基づく使用料徴収事務を徹底していく。

6 令和５年２月１６日付け監査委員告示第１号公表分

(1) 政策財務部

財産管理課

監査の結果	津市公印規則の遵守について 津市公用バス運行業務委託に係る契約の締結については、津市事務専決規程に基づき、決裁区分が部次長となっている。この委託契約書に使用する公印は、津市公印規則第３条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。 今後は、このようなことがないように、同規則を遵守されたい。
措置の内容	公印使用の際は、津市公印規則の遵守を徹底し、適切に対応するよう課内に周知し、再発防止に努めている。

(2) スポーツ文化振興部

文化振興課

監査の結果	財産台帳の適正な整備について 令和３年度において、津リージョンプラザ無線ネットワーク（Wi-Fi）等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていなかった。 津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。 今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。
措置の内容	津市公有財産規則に基づき、津リージョンプラザ館内 Wi-Fi システムについて、工作物台帳に登録した。 今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、当該規則に基づき、適正な管理を行っていく。

(3) 健康福祉部

ア 子育て推進課

監査の結果	財産台帳の適正な整備について 令和３年度において、公立保育所及び認定こども園の無線ネットワーク等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていなかった。 津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。 今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。
-------	--

措置の内容	津市公有財産規則に基づき、無線ネットワーク（Wi-Fi）を配備した公立保育所及び認定こども園すべての工作物台帳に登録した。 今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、当該規則に基づき、適正な管理を行っていく。
-------	---

イ 高齢福祉課（河芸総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課）

監査の結果	補助金交付事務手続の見直しについて 津市老人クラブ重点活動事業補助金について、令和4年9月に三重県からの補助事業採択後、河芸総合支所市民福祉課及び美杉総合支所市民福祉課に指示をし、河芸地域内5地区、美杉地域内4地区の老人クラブに、同年4月1日付けで補助金交付申請書を提出するよう依頼文を送付させていた。その後、両総合支所市民福祉課は、同日付けの補助金交付申請書の提出を受け、同日付けの收受印を押印し、同日付けで交付決定していた。 高齢福祉課においても、津地域内9地区の老人クラブに対し、同様の日付を遡った事務手続をしていた。 公文書で日付を遡った申請書の提出を市民に対し依頼することはもとより、明らかに実際の押印日とは異なる日付で交付決定通知書に公印を使用しており、公文書取扱い上の観点から適正であるとは言えない。 本補助金に係る一連の事務の流れを整理し、実際の日付に即した適正な補助金交付事務となるよう、事務手続を見直されたい。
措置の内容	令和5年3月に、令和5年度の津市老人クラブ重点活動事業補助金について、当該補助金交付要綱に基づき、令和5年4月末日までに申請するよう、各老人クラブに対して通知を送付した。 今後は、このようなことがないよう実際の日付に即した適正な補助金交付事務を徹底していく。

ウ 障がい福祉課

監査の結果	津市公印規則の遵守について 視覚障害者自立歩行生活訓練事業業務委託に係る契約の締結については、津市事務専決規程に基づき、決裁区分が部次長となっている。この委託契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。 今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守されたい。
措置の内容	公印使用の際は、津市公印規則の遵守を徹底し、適切に対応するよう課内に周知し、再発防止に努めている。

エ 健康づくり課

監査の結果	(ア) 保健センター使用料の使用許可前徴収について 白山保健センターにおける保健指導室（多目的ホール）の使用許可申請に対し、使用希望日時に加えて申請書欄外に先日付の予約日時を記入することで、先日付分の使用料も含めた使用料を一括で徴収し、後日、先日付分の使用許可申請書の提出を受け、使用料は徴収済として使用許可書を交付しているものがあった。 津市保健センターの設置及び管理に関する条例第7条において、使用許可を受けた者は、（中略）使用料を当該使用許可の際に納付しなければならない。」とされており、このような使用許可前の使用料徴収はできないものである。 今後は、同条例及び同条例施行規則を遵守した適正な使用料の徴収事務を徹底されたい。
措置の内容	関係各保健センター職員に対して、再度津市保健センターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則における使用料の徴収事務に係る規定を周知徹底した。 今後は、このようなことがないよう事務処理上疑問

	点が生じた場合は、健康づくり課管理担当と協議を行うこととし、適正な使用料の徴収事務を徹底していく。
--	--

監査の結果	(イ) 津市事務専決規程の遵守について 医療関係法人への津市保健事業等交付金に係る2件の交付決定決裁について、いずれも交付決定額が1,000万円以上であるため、津市事務専決規程第5条の規定に基づき、副市長決裁（1,000万円以上）とすべきところ、担当理事決裁（300万円以上1,000万円未満）により交付決定していた。 今後は、このようなことがないよう、同規程を遵守されたい。
措置の内容	今後は、このようなことがないよう津市事務専決規程の遵守を徹底していく。

(4) 久居総合支所
地域振興課

監査の結果	ポルタふれあいセンター使用料の適正な徴収について 津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例において、冷暖房時の使用料については、施設使用料の2分の1の額を使用料に加算し、使用許可の際に納付することとされている。 しかしながら、使用許可申請の際に冷暖房費を適正に徴収しているものもあれば、後日、月まとめて冷暖房費のみを徴収しているものも見受けられた。 施設の使用を許可する際には、相手方に冷暖房の使用の有無を十分に確認し、同条例に基づく使用料の適正な徴収を徹底されたい。
措置の内容	特定の団体が使用する場合は、同団体と平成23年12月15日付けで締結した覚書により、月まとめて徴収してきたが、津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例に基づき、使用料に加算

	して使用許可の際に徴収している。
--	------------------

(5) 河芸総合支所

市民福祉課

監査の結果	条例施行規則に基づく事務処理の徹底について 津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項第1号において、使用許可の申請期間は「使用しようとする日の属する月の3月前から前日まで」と定められている。 しかしながら、施設の設置目的に即した団体に対しては、前年度に年間通しての使用許可申請ができるようにしており、令和4年度においても、複数の団体の令和4年4月から令和5年3月までの使用許可申請及び使用料減免申請を受付し、一括して使用許可及び免除決定をしていた。 使用許可及び免除決定に際しては、同条例施行規則に基づく事務処理を徹底されたい。
措置の内容	津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例施行規則に定められた使用許可申請期間を遵守し、適正な事務処理を徹底している。

(6) 芸濃総合支所

地域振興課

監査の結果	芸濃総合文化センターの適正な使用許可及び使用料の減免手続について 使用料が免除となる津市芸濃町文化協会の加入団体として使用許可申請書及び使用料減免申請書が提出された団体について、未加入であるにもかかわらず、使用許可及び免除決定がなされていた。使用許可申請書の備考欄に同協会に加入との記載がされていたが、実際は関連団体が加入していたものであった。 真の申請者が誰であるかを十分に確認し、公正公平な使用許可及び使用料の減免手続を徹底されたい。
措置の内容	津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修

	室に関する規則に基づいた使用許可手続を徹底するとともに、減免基準に基づく適正な事務処理を徹底している。
--	---

(7) 安濃総合支所
地域振興課

監査の結果	財産台帳の適正な整備について 令和３年度において、サンヒルズ安濃無線ネットワーク（Wi-Fi）等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていなかった。 津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。 今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。
措置の内容	津市公有財産規則に基づき、サンヒルズ安濃館内 Wi-Fi システムについて、工作物台帳に登録した。 今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、当該規則に基づき、適正な管理を行っていく。

(8) 白山総合支所
地域振興課

監査の結果	ア 財産台帳の適正な整備について 令和３年度において、白山総合文化センター無線ネットワーク（Wi-Fi）等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていなかった。 津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装
-------	---

	置として工作物台帳に登録されるべきものである。 今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。
措置の内容	津市公有財産規則に基づき、白山総合文化センター館内 Wi-Fi システムについて、工作物台帳に登録した。 今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、当該規則に基づき、適正な管理を行っていく。

監査の結果	イ 行政財産貸付契約の見直し及び適正科目による収納について 白山体育館のジュース自動販売機については、平成12年11月20日に個人と設置に係る覚書を締結しており、設置の条件は「電気使用料として1台につき1ヶ月700円を町に納入すること。」とされている。 しかしながら、実際には行政財産使用料として年額756円、電気使用料として月額3,000円を収納していた。 行政財産使用許可の手続によらず、行政財産使用料として歳入していること、覚書にもよらない金額を請求していることは、適正な収納事務であるとは言えない。契約の在り方を見直すとともに、適正な科目により収納されたい。
措置の内容	覚書の相手方に対して、自動販売機の撤去を申し入れ、令和5年3月28日に撤去済であり、覚書による契約については合意解除を行った。